

会 議 等 結 果 報 告 書

会議区分	<table border="1"> <tr> <td>会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議</td> <td>文書番号</td> <td>723</td> </tr> <tr> <td></td> <td>決裁期日</td> <td>平成28年 3月24日</td> </tr> </table>	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	723		決裁期日	平成28年 3月24日
会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	723					
	決裁期日	平成28年 3月24日					
名 称	町営住宅入居者選考委員会会議						
日 時	平成28年3月23日（水） 13：20～15：30						
場 所	役場審議室・泉町南団地2号棟						
出席者	堀内委員長 田中副委員長 渡辺委員 平倉委員 早川委員 事務局 鈴木町民生活課長 狩野主幹・岩田主査						
内 容	<p>町営住宅入居者選考委員会会議を次のとおり行いました。</p> <p>町長挨拶（田中副町長代理挨拶） 堀内委員長挨拶 報告・議事事項</p> <p>1 町営住宅の管理状況について 資料により事務局（岩田主査）説明 質問意見等なし</p> <p>2 町営住宅の公募、入居結果について 資料により事務局（岩田主査）説明 渡辺委員：今回泉町南団地2号棟に入居出来なかった人はどうなるのか。 例えば2年間は申込み出来ないなどの制限はあるのか。 事務局：入居出来なかった方については、次回以降の募集時に申込みしていただくこととなります。判定基準表においては、初回申込から2年経過している場合1点がつく事になっており2年間申込み出来ないなどの制限はありません。 堀内委員長：宮町団地に応募がない状況が続いていたようだが、今回の募集で入居者が決定したようで良かったですね。 事務局：宮町のお応募がない状況については募集の時期的なもの、建築から年数が経過してきている事が原因として考えられます。立地的にはスーパーも近く良い場所です。退去の際にはカビ対策の修繕など、快適に入居いただけるよう対応をおこなっています。</p> <p>3 住宅困窮度判定基準表の見直しについて 資料により事務局（岩田主査）説明 住宅困窮度判定基準表の見直し案については、事前に各委員に説明と配布。 事務局：昨年度の入居者選考委員会でご意見があった住宅困窮度判定基準表の見直しについて事務局案を説明。</p>						

区分10の2に多子世帯の項目を追加。同じく区分10の3に小さな子どものいる世帯の項目を追加。この項目については、委員からの意見のあった内容及び現在国が優先入居の取扱いが適当と考えられる世帯として助言があります。

区分8の1に通院距離が3キロ以上で、運転者が70歳以上または車を所有していない世帯の項目を追加。この項目については、持ち家が古くなり本人も歳をとり通院も困難となった高齢離農者世帯を想定しており、通院距離の3キロについては、東町団地が町立病院から概ね2.5キロなことからそれ以上とし、運転者が70歳以上については免許の更新時に高齢者講習が必要となることから設定しています。

堀内委員長：事前に配布があり、ただいま事務局より改めて説明のありました住宅困窮度判定基準表の見直し案について、ご意見等ございませんか。

堀内委員長：それでは、小さな子どものいる世帯の年齢の基準についてですが、いつ時点で考えたらいいでしょうか。

事務局：区分10の14の75歳以上の高齢者の世帯のところで、募集締め切り時年齢という項目内容がありますので、それと同様の扱いにしたいと思います。項目内容に追加します。

堀内委員長：その他に追加項目や意見などありませんか。

ないようであれば、原案どおり今後進めていくことで異議ありませんか。

全委員：異議なし

#### 4 町営住宅の整備概要について

資料により事務局（狩野主幹）説明

平倉委員：富町でカビの話聞いたことがあるが、今回の泉町南団地の換気の方法はどうなっているのか。

事務局：換気の方法につきましては、24時間の集中換気システムで、浴室とトイレと屋外からの空気を取り入れ、各部屋の押入の所から空気を排出する仕組みです。

堀内委員長：木造とRC建築とで国からの交付金に差はあるのか。また、暖房については全団地灯油か。

事務局：標準建設単価は木造とRCでそれぞれ単価が設定されています。交付金率は両方50%で変わりありません。

暖房については全団地灯油です。今回建設の泉町南団地については、FF式のストーブを入居者が用意していただく事になります。

堀内委員長：照明器具について自分で用意するのはどういう事か。

事務局：玄関・浴室・キッチン・トイレなどの照明器具は建設時に設置しますが、居室の照明については管理の面で昔から入居者の設

置となっています。照明器具を設置している箇所も、球切れについては入居者の負担です。

5 現地視察 泉町南団地 2 号棟

1LDK (103 号室) ・ 2LDK (201 号室) ・ 3LDK (203 号室) を視察